

第5章 福祉21ビーナスプランの推進体制

1 仮称：地域福祉条例の制定

(1) 条例の趣旨

福祉21ビーナスプランを具体的に進めいくためには、行政がこれを単に施策として展開するというだけではなく、総合的、計画的に推進していくまでの担保となるものが必要になります。

このため、この計画に盛り込まれた「市民・民間と行政とが一体となって進める新しい福祉のまちづくりの理念」や「市民・民間と行政の役割分担の基本的な考え方」を茅野市の姿勢として明確にするため、「仮称：地域福祉条例」を制定します。

この条例の主な内容としては、

- ① 行政の責務
- ② 市民の権利と責務
- ③ サービス提供事業者の責務や努力
- ④ 保健福祉サービス地域（エリア）の設定
- ⑤ 生涯学習との関係
- ⑥ 生活関連基盤との関係
- ⑦ 地域福祉審議会の設置
- ⑧ 福祉オンブズパーソン制度の創設

などを盛り込むことが予想されますが、このような条例の内容については今までの例になく、また、全国的にもまれなものになりますので、福祉21茅野での議論や地域福祉計画策定委員会での検討を受け、地域福祉審議会や行政内部でも議論を深めていく必要があります。

(2) 地域福祉審議会

市長のもとにはさまざまな要望や提言・提案などが寄せられます。また、市長が委嘱し、計画（案）の策定を依頼（諮問）した各種の計画策定委員会からは、委員会での討議の結果とし

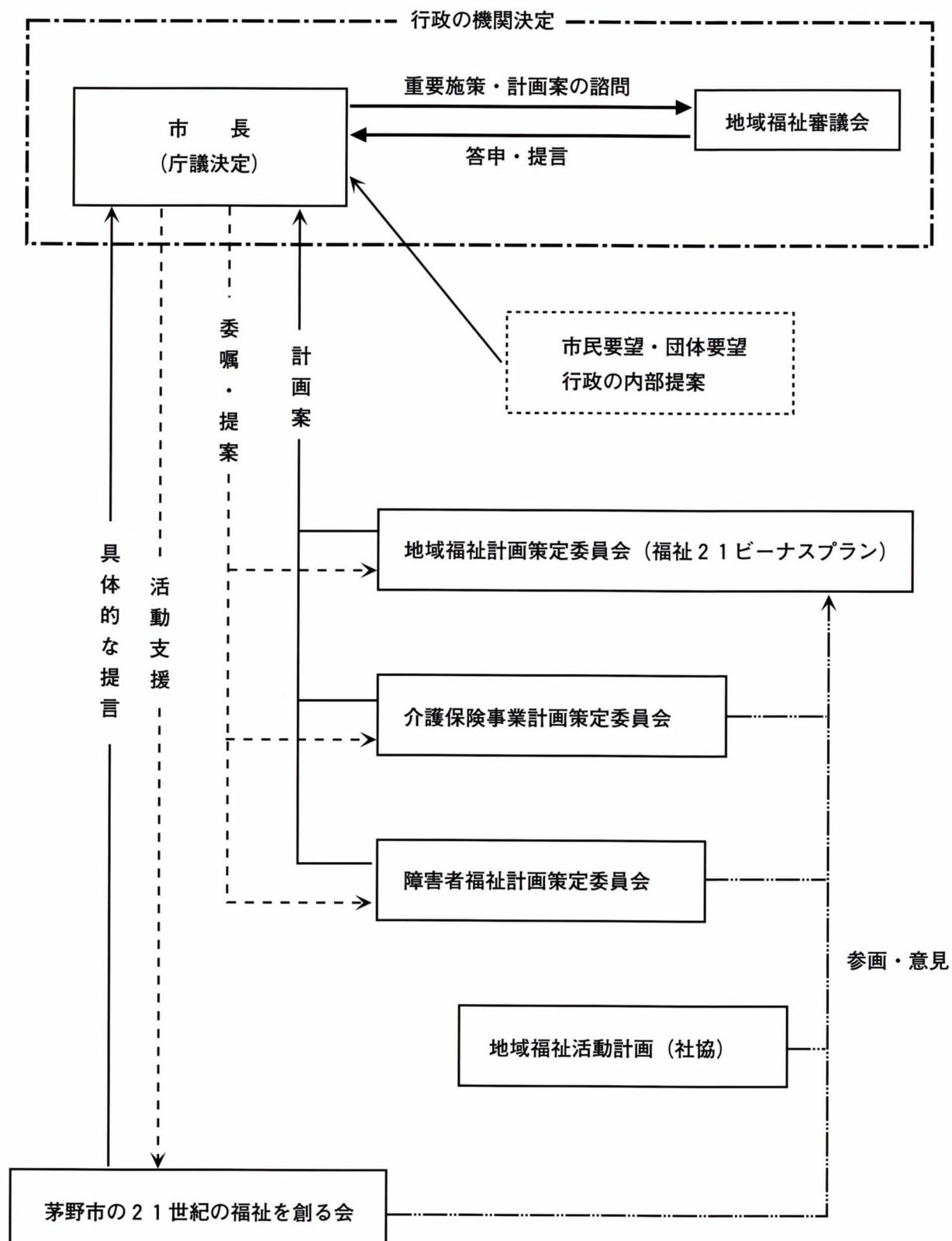
ての各種計画（案）が報告（答申）されてきますが、策定委員会にはこれを決定する権限はありません。また、保健・医療・福祉が連携する地域福祉の分野において「公民一体となったパートナーシップのまちづくり」を進める福祉21茅野においても、行政の機関決定にまで踏み込む権限はありません。

これらの要望や提言・提案、計画案などを行政の施策に反映していく上では、市の方針は序議規程に基づいて必要な府内での会議において機関決定し、その上で、さらに議会に諮らなければならない事項は、議案や報告・説明事項として審議され、最終的に決定されることになっています。

しかしながら、これから地域福祉を総合的に推進していくための重要な事項に関する機関決定は、単に序議としての行政内部での手続きだけに終わることなく、市民の代表者が機関決定に関与できるシステムが必要になります。そのための附属機関として、この審議会を設置していくことになります。

この審議会に与えられる機能についても、条例の制定と併せて検討していきます。

【地域福祉審議会の位置付けのイメージ】



注：各種計画策定委員会は、現時点のもの

(3) 福祉オンブズパーソン制度

介護保険制度では、苦情解決の機能は都道府県国保連合会に委ねられており、市町村は、受付のための相談窓口機能を有することになります。しかしながら、サービス利用者である市民の側から見たときには、保健・医療・福祉に関する苦情はより身近な場所で相談ができ、かつ、早期に解決されることが必要です。

全国的には、すでに十数団体がこのような制

度を設けていますが、行政が提供する保健福祉サービスに限られるなど一定の枠内で実施されており、民間サービス事業者にまでは及ばずに入っているのが実情です。

本プランでは、会議の体系化のなかで「福祉オンブズパーソン会議」を打ち出しておらず、福祉21茅野の専門部会での検討も行われていますので、この制度についても関係者の理解を得ながら条例制定と併せて検討を進めます。

2 茅野市の21世紀の福祉をつくる会の再編成

今日に至るまで本プランの各分野を検討してきた組織のうち、地域福祉活動計画策定委員会及びその専門部会並びに障害者計画策定委員会は、各自の計画策定をもって解散することになります。しかし、それらの計画を具体的なものとしていくための取組みや残された課題、新たな課題の検討は続けていく必要がありますので、地域福祉活動計画や障害者福祉計画の関係者、生涯学習関係者など新たに多方面からの参加を得て「茅野市の21世紀の福祉を創る会」を再編成し、本プランの総合的な推進を図ります。

(1) 新たな専門部会の設置

《1》地域福祉活動計画策定委員会、障害者福

祉計画策定委員会の後継組織

両計画の策定が終了することに伴い、各自の策定委員会・専門部会が解散することになりますので、あらためて次の組織の後継組織を福祉21茅野の専門部会として設置します。

① 障害者計画策定委員会

前プラン（国際障害者年長期行動計画、昭和58年策定～平成3年度）においては、その推進組織として「茅野市障害者福祉街づくり推進協議会」が行政設置されていましたが、実質的な活動はありませんでした。

今回のプラン策定に当たっては、策定

委員会において福祉21ビーナスプランの基本理念を障害者福祉計画の基本理念に掲げ、その推進も独自の推進協議会的な組織を設置するのではなく、福祉21茅野の傘下で取り組んでいくことが確認されています。

② 情報提供プロジェクト

地域福祉活動計画を策定中、社会福祉協議会の情報誌として「やらざあ」を発行してきたこの部会は社会福祉協議会の特別委員会として位置付けられていたが、今後も、広報編集委員会として同様の活動を続けていくことが内部で確認されています。

福祉21茅野としては、「やらざあ」やボランティア情報誌「たまご」の自主性・主体性を尊重しながらも、今後の市民への広報・啓発のため、これらも取り込んだ独自の広報誌の発行とそのための組織のあり方を検討する必要があります。

③ 地区学習部会

この部会では、「公民館事業と連携する具体的な学習プログラムの検討・実行」と「地区社協活動の強化」を主なテーマとして検討してきました。

このうち、「地区社協活動の強化」については、今後社会福祉協議会が取り組

んでいく課題です。

また、「公民館事業と連携する具体的な学習プログラムの検討・実行」については、すでに市公民館と協力・提携して具体的な実践事例集が作成されており、今後は5層を中心とした実践の場に移行していくと考えられますので、この機能は次の「仮称：福祉教育推進協議会」のあり方も含めた後継組織の設置を検討すべきものと考えられます。

- ④ 福祉教育・ボランティア活動推進部会
この部会での検討結果からは、「仮称：福祉教育推進協議会」と「ボランティア活動推進のための組織」の設置という2つの方向が示されていますので、後継組織のあり方についてもその2つの方向で検討を進めていくことが考えられます。

仮称：福祉教育推進協議会については、これを地域福祉活動計画の延長として福祉21茅野の専門部会に位置付けるのか、あるいは生涯学習機能にこの組織の設置を提言するのかによって対応方法が変わってきます。

生涯学習との連携に関しては、「市民・民間主導、行政支援によるパートナーシップのまちづくり」という視点から、当面の重点3課題に対して、市民・民間と行政とが全市・全庁的に取り組むための「パートナーシップのまちづくり推進会議」が設置されました。この推進会議には福祉21茅野からも関係者が参画していますので、この構想も含めて福祉教育・福祉学習推進のための専門部会のあり方を検討する必要があります。

一方、ボランティア活動の推進組織については、地域福祉活動計画において既存のボランティア推進協議会とボランティア連絡協議会との関連をどう整理するのかが大きな問題になります。これらの整理ができた段階で、その推進組織を福祉21茅野の専門部会として位置付けるこ

とが適当と考えられます。

- ⑤ 福祉マンパワー育成・確保・研修部会
この部会の検討課題としては、「社会福祉に関する職員の研修体系」と「住民参加型福祉サービスの創設」の2点を掲げてきました。

その結果、「社会福祉に関する職員の研修体系」については、社協が独自に2級ホームヘルパー養成研修事業への取り組みを始めており、今後も、市内でサービス業務に従事するためのマンパワーを育成し、さらに、定期的な補講等を実施することによって質の維持・向上を図っていくことが確認されています。

また、市内の保健福祉に携わる職員に対する体系的な地域福祉の研修も求められています。そうした際に、研修等に対する関係機関の協力体制が求められますので、必要に応じて社協の取り組みを補完・支援するための専門部会を設置することが考えられます。

「住民参加型福祉サービスの創設」については、すでに社会福祉協議会が「住民参加型福祉サービス設立準備委員会」を設置し、検討した結果、平成12年4月から「シャララ・ほっとサービス」として具体的なサービスを開始する予定になっています。家事援助やミニデイサービス、移送サービス、配食サービス、子育て支援など既存のボランティア活動から一步踏み込んで、今後の活動が大いに期待される分野ですが、既存のJA諒訪みどりが運営する「みどりの会」との連携なども考慮して事前に調整を進めるとともに、今後はこれらを取り込んだ専門部会を設置し、活動の推進・拡大を図っていく必要があると考えます。

《2》情報システム部会

福祉21ビーナスプランを推進していく上では、人と情報の有機的な連携が必須の要件

です。人ととのネットワークは体系化された会議などを通じて築いていくことが可能ですが、情報ネットワークシステムは時間とお金がかかります。

平成12年4月からの介護保険に対応するためには、当面各サービス事業者ごとに今まで利用してきたコンピュータシステムと絡めてソフトを導入することが現実的と考えられます、ある時点では共通する情報ネットワークシステムに切り替えていく必要があります。情報システム部会は、関係する既存の専門部会から選抜された人たちで早期に組織し、必要な情報の種類やプライバシー保護などに関する法制度の問題、既成のシステムの利用の可否などシステム構築に関する課題を検討します。

《3》権利擁護部会

福祉21ビーナスプランは、サービスを利用する人たちが主役です。必要な情報と説明が得られ、それに基づき、自分の責任で、選択し、決定することが基本です。

しかし、これらの要素の一つでも欠ける場合（必要な情報がない、十分な説明がない、選択に幅がない、決定する判断力がない）や利用しているサービスに不満がある場合には、それを補完するシステムが必要です。

権利擁護部会では、成年後見制度やオンブズパーソン制度などの法制化の動きに着目しながら、茅野市における権利擁護と苦情解決システムのあり方について検討します。

《4》その他の部会

子ども・家庭支援の問題については範囲が広く、現在の子育て部会だけでは対応が困難な課題もありますので、学校保健部会を早期に立ち上げ検討に入ります。

また、リハビリテーション部会については、当面在宅支援部会のなかで課題を検討していきます。

さらに、既存の部会についても、必要に応

じて統合や分割を検討します。

《5》再編成の人選に当たって考慮すべき点

各部会への参加者の負担軽減を考慮する必要があります。一人でいくつかの部会に参加することは大変ですが、同じ団体・組織・職場から何人かが分担して複数の部会に参加することによって、各部会の情報交換が可能になるというメリットも考えられますので、このような点に考慮して再編成を進めます。

(2) 委員会・幹事会の再編成

福祉21茅野の委員会が立ち上がって以来、専門部会の設置、地域福祉活動計画策定委員会及びその専門部会並びに障害者計画策定委員会が順次立上り、関係者を総称して“やらざあ100人衆”と呼称するなど参加者の範囲が大きく拡大してきました。

今後の各プランや計画推進のためには、これらの計画策定に携わった方々など新たに多方面からの参加を得て委員会及び幹事会を再編成します。

また、各専門部会において検討のなかから出てきた新たな課題、複数の部会に横断的な課題がいくつかあります。

専門部会は、各々の分野におけるプラン推進の主体です。しかし、課題の解決や実践に向けての検討においては、ともすれば専門性に片寄りがちになり多角的な議論が不足することもありますし、他の部会と共に通する課題についての意見交換ができない場合もあります。

専門部会長を委員会のメンバーとすることによって各部会の情報を交換し、共通する課題の整理をする（役割分担や新たな組織の設置）ことができますし、各部会での議論の方向・方針の統一と福祉21ビーナスプランに関わる人たちの目的の明確化・意識の共有化を図ることができます。

(3) 保健福祉サービスセンター準備委員会

本プランにより保健福祉サービスセンターの

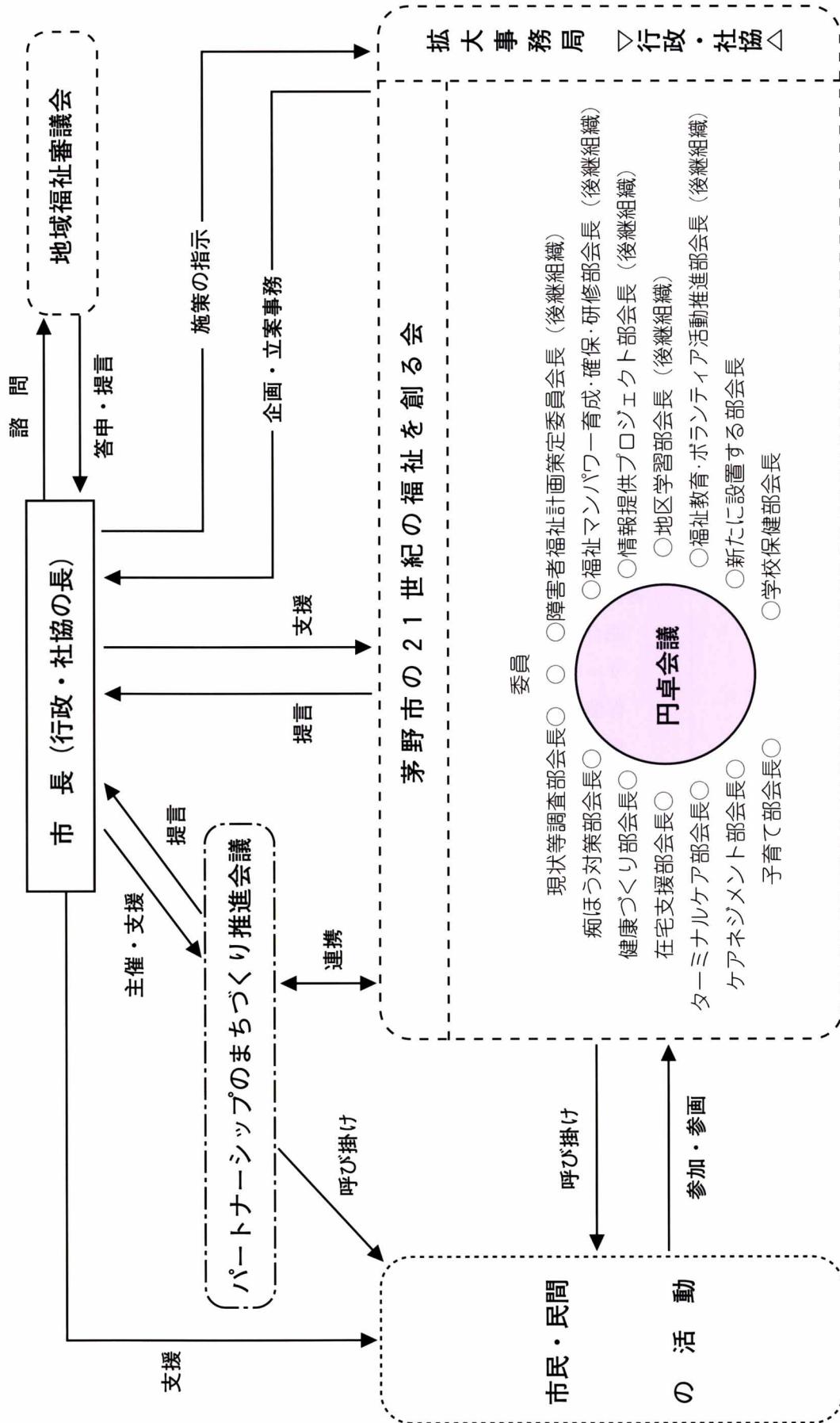
主な構造と機能が決まったとしても、その運営体制など細部に関する必要な検討項目は多岐にわたります。各保健福祉サービス地域（エリア）の保健福祉サービスセンターは平成 12 年度からスタートしますので、それに先立ち、建物の整備などを待たずにソフト、システムの準備を進める必要があります。

このようなことから、平成 11 年 8 月に、地域福祉計画策定委員会の専門部会として、現在ケアマネジメントに携わっている現場スタッフを中心に「保健福祉サービスセンター準備委員会」が設置され、次のような項目についての検討が行われています。

- ① 平成 11 年 10 月からの介護認定作業の準備
- ② 平成 12 年 4 月からの各保健福祉サービスセンターの組織、スタッフ
- ③ 各保健福祉サービスセンターにおかれる決定権のあり方
- ④ 運営に必要な書類、書式の設定
- ⑤ 情報ネットワーク（ハード）のあり方、保健福祉サービスセンター同士の連携や他のサービス機関との連携のあり方
- ⑥ 保健福祉サービス地域（エリア）内のネットワークづくり
- ⑦ 住民への広報の手法
- ⑧ 必要な組織の構築の準備
 - ・茅野市サービス提供者会議
 - ・茅野市サービス代表者会議
 - ・茅野市ケアマネジャー連絡会議

この準備委員会は、保健福祉サービスセンターの立ち上げまでの課題を検討するために行政が設置した組織ですから、地域福祉計画策定委員会の解散をもって自動的にその役目を終了することになります。したがって、スタート後の運営状況などに関して継続的に議論をする必要が生じた場合は、改めて福祉 21 茅野の専門部会として設置を検討することが考えられます。

【茅野市の21世紀の福祉を創る会とその周辺の活動展開イメージ】



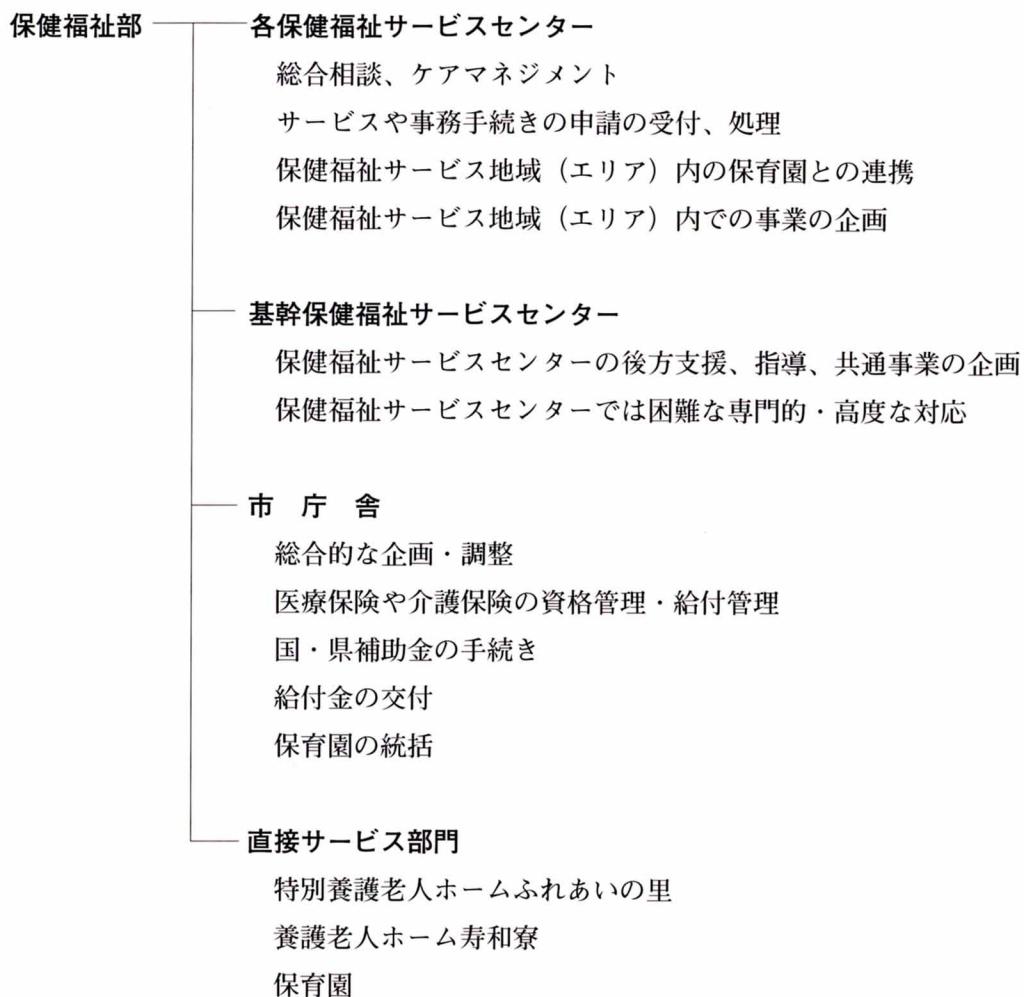
3 行政組織の再編成

福祉21ビーナスプランを推進する上で大きな役割を担う保健福祉サービスセンターは、行政にとっては「本庁機能の保健福祉サービス地域（エリア）への移転」であり、決して「支所・出張所」や「出先機関」ではありません。対応レベルの困難度や内部処理事務という性格から基幹保健福祉サービスセンターや市庁舎で取り扱う業務もいくつかありますが、出生から終末期までの総合相談窓口として地域住民の皆さんとの関わりを深め、一緒になって地域課題の解決に取り組む拠点は

「保健福祉サービスセンター」であり、そのための人材が「地域福祉推進員（コーディネーター）」です。

このような新たな発想の基で行政として事業を展開していくためには、従来のような「児童」、「障害者」、「高齢者」といった分野ごとの縦割り組織では対応することができません。このため、市では保健福祉部の業務分析と組織の見直しを行い、それぞれの階層が担任する業務とその業務が円滑に実施できるための組織の再編成を行います。

【見直し後の組織と業務体系の概念図】



4 関係者の意識改革と研修

本プランは、従来から児童、障害児・者、高齢者といった対象者ごとに縦割りで実施されていた施策や支援の垣根を取り払い、保健・医療・福祉に携わる専門職と地域住民が協同して地域福祉に邁進する方策を示したもの。そこでは関係者が一体となって進めていくことにより、初めてその成果が得られるものです。

そのためには、関係者は福祉21ビーナスプランの意図しているところ、またケアマネジメントのめざしているところを共通に理解していくことが不可欠です。それには、既存の仕事の仕方や考え方などにとらわれず、柔軟に発想を切り替えていく必要があります。

また、地域住民にとっては、自分たちがサービスの利用者であると同時に担い手でもあるという共通理解を図り、より豊かな福祉意識を形成していくことが大切です。

具体的には関係者を対象とした研修を充実させるなど、意識改革を進めるための支援をしていくことが重要になります。

